

介護給付等状況一覧表 (自立訓練)

事業所名称: ○○作業所

* この一覧表は対象サービス分の添付可

新規・変更・終了となる加算の「適用開始日」を記入すること。

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等定員区分(※)	施設区分	1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他	適用開始日
各サービス共通						
自立訓練 訓練等給付費	20人	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	施設区分	1. 機能訓練 2. 生活訓練 3. 生活訓練(宿泊型)	
				施設区分	1. なし 2. あり	
				訪問訓練	1. なし 2. あり	
				視覚障害機能訓練専門職員配置 (別紙44)	1. なし 2. あり	
				定員超過	1. なし 2. あり	
				職員欠如	1. なし 2. あり	
				サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
				標準期間超過	1. なし 2. あり	
				福祉専門職員配置等 (別紙7)	1. なし 2. I 3. II 4. III	H30.4.1
				視覚・聴覚等支援体制 (別紙10)*	1. なし 2. あり	
				地域移行支援体制強化 (別紙22)	1. なし 2. あり	
				リハビリテーション加算 (別紙34)	1. なし 2. あり	
				個別計画訓練支援加算 (別紙45)	1. なし 2. あり	
				短期滞在 (別紙20)	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制	
				精神障害者退院支援施設 (別紙20)	1. なし 2. 宿直体制 3. 夜勤体制	
				通勤者生活支援 (別紙19)*	1. なし 2. あり	
				地域生活移行個別支援 (別紙35)	1. なし 2. あり	
				精神障害者地域移行体制 (別紙42)	1. なし 2. あり	
				強度行動障害者地域移行体制 (別紙43)	1. なし 2. あり	
				食事提供体制 (別紙8)	1. なし 2. あり	
看護職員配置 (別紙21)	1. なし 2. あり					
送迎体制 (別紙9)	1. なし 2. I 3. II	H30.4.1				
夜間支援等体制 (※8) (別紙23)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. I・II 6. I・III 7. II・III 8. I・II・III 対象人数()					
社会生活支援 (別紙48)	1. なし 2. あり					
就労移行支援体制 (別紙27)*	1. なし 2. あり (就労定着者数: 1人)					
福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり					
福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	1. なし 2. あり					
キャリアパス区分(※3)	1. I(キャリアパス要件(要件I~IIIのすべて)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II(キャリアパス要件(要件I・要件IIの両方)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III(キャリアパス要件(要件I・要件IIのいずれか)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV(キャリアパス要件を満たさない) 5. V(職場環境等要件を満たさない) 6. V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)					
主たる事業所サービス種類(※6)	サービス種類コード()					
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当					
共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当					
サービス管理責任者配置等(※7)	1. なし 2. あり					
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当					

全ての項目(実施するサービスの区分において対象外の加算項目を除く。)について該当する番号に○を付ける。

※図形で○を付けたと位置がずれやすいので、必ず印刷プレビューで確認してください。

名古屋市は「三級地」となります。(あらかじめ○が付いています。)

事業所名称を記入

多機能型の場合は合算した定員

多機能型の場合は当該サービスの定員(多機能型でない場合は記入不要)

生活介護の単位を複数設定している場合は当該単位の定員(単位を分けていない場合は記入不要)

今回、適用を届け出る項目について、適用開始年月日を記入

共生型で指定を受けた事業所は「2.該当」に○を付ける。

地域生活支援拠点の承認を受けた事業所は「2.該当」に○を付ける。

※1 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、体系的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数を設定する。
ただし、就労移行支援体制加算については、サービス種類毎の利用定員に応じた報酬を算定する。
その場合、「多機能型等定員区分(加算)」には、サービス種類毎の利用定員を設定する。
なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分(加算)」が同一の場合、「多機能型等定員区分(加算)」は設定しない。
※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。
※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」で設定されていた場合に設定する。
※6 「主たる事業所サービス種類1」欄には、福祉・介護職員処遇改善加算対象、または福祉・介護職員処遇改善特別加算対象が「2. あり」であり、障害者支援施設における日中活動系サービスの場合「32.施設入所支援」を

※7 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。
※8 「夜間支援等体制」欄は、日単位で異なる区分の算定ができるため、事業所として該当する区分に○を付ける。I 又は II を算定する場合は対象人数欄に右欄に掲げる設定値を記載する。

【対象人数の設定値】
3人以下、4人以上6人以下、7人以上9人以下、10人以上12人以下、
13人以上15人以下、16人以上18人以下、19人以上21人以下、
22人以上24人以下、25人以上27人以下、28人以上30人以下